

大阪市習い事・塾代助成の受給資格に係る申立書
(その他)

令和 年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

1 該当する児童・生徒

児童・生徒の氏名	生年月日
	平成 年 月 日

2 児童・生徒の監護の状況、申請者と児童・生徒の生計関係等について記入してください。

事務局使用欄



記入例 「大阪市習い事・塾代助成の受給資格に係る申立書(その他)」(第6号様式)

※黒のボールペンを使用し、かい書で丁寧に記入してください。(鉛筆、消せるボールペン等は使用しないでください。)

※訂正する場合は、訂正する箇所に二重線を引いてください。(修正液や修正テープ等は使用しないでください。)

※記入内容の不備があった場合は、「大阪市習い事・塾代助成カード」の利用開始月が遅れることがありますので、十分にご確認ください。

記入時の注意点

① 提出する日付を記入してください。

② 「利用登録申請書(第1号様式)」の申請者と同じ住所・氏名を記入してください。

③ 「利用登録申請書(第1号様式)」の児童・生徒と同じ氏名・生年月日を記入してください。

④ 理由は、左記のようにできるだけ具体的に記入してください。

大阪市習い事・塾代助成の受給資格に係る申立書 (その他)

(第6号様式)

(あて先) 大 阪 市 長

① 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

②

申請者

住 所

大阪市港区〇〇1丁目2番3号

××マンション205号室

氏 名

天満 習子

1 該当する児童・生徒

③

児童・生徒の氏名

天満 太郎

生年月日

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

2 児童・生徒の監護の状況、申請者と児童・生徒の生計関係等について記入してください。

④

(例) 本人確認書類の写しに記載された住所と実際の居住地が相違している場合

①申請者である私と生徒の太郎の本人確認書類の写しには、大阪市淀川区〇〇3丁目4番5号と記載されていますが、配偶者の暴力から逃れるために、実際は利用登録申請書に記入した住所に居住しています。

②申請者である私と生徒の太郎は、転居したばかりで住所変更手続きが完了していないため、本人確認書類の写しには大阪市淀川区〇〇3丁目4番5号と記載されています。

(例) 異動届に現申請者の同意が得られない場合

現申請者である生徒 太郎の父と新申請者である私は、離婚後、連絡を取り合っていないため、異動届の提出にあたり現申請者の同意を得ることができません。

事務局使用欄

記入例 4

申請者が児童・生徒と同居している場合(その他)

※黒のボールペンを使用し、かい書で丁寧に記入してください。(鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。)

※住民票に記載されている氏名を記入してください。

(やむを得ない理由により旧姓等でカードの利用を希望する場合は、運営事務局までお問い合わせください。)

※訂正する場合は、訂正する箇所に二重線を引いてください。(修正液や修正テープ等は使用しないでください。)

※記入内容等に不備があった場合は、「大阪市習い事・塾代助成カード」の利用開始月が遅れることがありますので、十分にご確認ください。

※何らかの理由で現在お住いの住所が住民登録されている住所ではない場合、申請者の本人確認書類の提出が必要です。

別紙「郵送での手続きが必要な方について」の両面をご確認いただき、必要書類を提出してください。

(第1号様式)

令和7年度利用分 大阪市習い事・塾代助成カード利用登録申請書 〈新規申請用〉	
(あて先) 大 阪 市 長	
1 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
「大阪市習い事・塾代助成事業同意事項」のすべての内容に同意の上、カードの利用を申請します。	
児童・生徒	フリガナ デンマ タロウ
	氏 2 天満 太郎
	性 3 ☒ 男 ☐ 女 令和7年 3 月 ☐ 5 ☐ 6 年 ☒ 1 ☐ 2 ☐ 3 年
	住 2 〒〇〇〇-〇〇〇〇 大阪市北区〇〇1丁目2番3号★マンション505号
申請者	フリガナ デンマ シュウコ
	氏 名 天満 習子
	☒ 児童・生徒住所と同一(同一にチェックした場合、住所は記入不要)
	住 4 〒 -
児童・生徒との関係 3 ☐ 父 ☒ 母 ☐ その他 (3 児童・生徒との関係 ☒ 同居 ☐ 別居	
電話番号 5 090-1234-0000	

大阪市習い事・塾代助成事業同意事項

大阪市習い事・塾代助成カード(以下、「カード」という。)の利用登録申請に際し、以下の事項に同意します。

- カードは、券面に記載された本人が学校外教育サービスを受ける際の費用の助成を受けるために使用するものであり、他人に使用させてはならず、また、カードの換金、交換、譲渡、寄託、買入、担保提供等を行わないこと。
- 虚偽の申請によりカードの利用登録を受け、若しくは利用登録を受けようとした場合、他人に代わり助成を受けようとした場合、他人に助成を受けさせようとした場合、又は、偽りその他不正な行為を行った場合は、不正に助成を受けた金額及びカードを大阪市へ直ちに返還しなければならないこと。なお、これらの不正な行為を行った者は、今後、本事業の対象とならない場合があること。
- 利用登録申請に不備がある場合には不備が補正されたのちの審査となるため、大阪市から委託を受けた運営事業者の指示に従い、不備を補正すること。申請者が相当の期間内に不備の補正を行わなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなされること。
- 申請内容に変更が生じた場合は、大阪市から委託を受けた運営事業者を通じて速やかに大阪市長に申し出ること。また、大阪市での資格再審査により助成資格を喪失する場合は、喪失した期間に助成を受けた金額を返還すること。
- 本申請に基づく資格審査に際して、関係公簿(申請者、児童・生徒及びその世帯の住民基本台帳等)を大阪市が閲覧すること。また、公簿で確認できない事項については関係書類を提出すること。
- 大阪市から委託を受けた運営事業者が、申請に関わる個人情報や参画事業者が保有する通塾状況等の個人情報を扱うこと。
- 利用登録決定後、助成の要件について疑義が生じた場合は、助成が行われない場合があること。
- 参画事業者が提供する学校外教育サービスの内容、安全性、その他品質を大阪市が保証するものではなく、万一、サービスの利用等において事故等により申請者、利用者、その他の関係者に損害が発生した場合でも大阪市及び大阪市から委託を受けた運営事業者が一切の責任を負わないこと。
- 大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱を遵守すること。

記入時の注意点

1 提出する日付を記入してください。

2 あらかじめ印字されている内容に変更や誤りがないか確認してください。訂正する場合は、二重線を引いて余白に正しい情報を記入してください。
※情報が印字されていない場合は、空欄に情報を記入してください。

3 該当する項目の□に✓(チェック)を記入してください。

4 児童・生徒と住所が同一の場合は□に✓(チェック)を記入してください。
大阪市習い事・塾代助成事業に関するお知らせは申請者住所に送付します。

5 電話番号をひとつ以上ご記入ください。
書類に不備があった場合等にご連絡することがありますので、必ず日中に連絡が可能な電話番号を記入してください。